

呉市水道局建設コンサルタント等業務における最低制限価格の決定等に係る
事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市水道局が発注する測量・建設コンサルタント等業務の入札について、最低制限価格の予測困難性を高めること及び極端に低廉な価格による受注を防止し委託業務の品質の確保を図ることを目的として、呉市水道局契約規程(昭和39年水道局規程第12号)第20条第2項の規定に基づき定める最低制限価格の決定方法及び事務手続について、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 この要領は、原則として、予定価格を事前に公表する入札のうち測量・建設コンサルタント等業務に係る入札(以下「対象入札」という。)に適用する。

(最低制限価格の決定方法及び設定範囲等)

第3条 最低制限価格は、次の算式により決定する。

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限基準価格(A)} \times \text{ランダム係数(B)}$$

2 最低制限価格は、対象入札ごとに当該予定価格の100分の70から100分の80の範囲とし、前号算式により求められた数値が当該対象入札の予定価格の100分の70を下回る場合は100分の70とし、100分の80を超える場合は100分の80とする。

(最低制限基準価格(A)の算出方法)

第4条 最低制限基準価格(A)は、対象入札ごとに、直接業務費及び間接業務費のそれぞれに一定の割合を乗じて算出する。

2 最低制限基準価格(A)の算出額、各経費の乗じた割合その他算出に当たり用いる数値は、非公表とする。

(ランダム係数(B)の算出方法)

第5条 ランダム係数(B)は、パソコン等におけるシステム(以下「システム」という。)により、乱数を使用して無作為に算出する。

2 ランダム係数(B)の算出額その他算出に当たり用いる数値は、非公表とする。

(予定価格調書への記載)

第6条 予定価格の決定権者は、対象入札ごとに予定価格及び最低制限基準価格(A)を予定価格調書に記載するものとする。

(ランダム係数(B)及び最低制限価格の決定等)

第7条 対象入札の執行に係る職員(以下「入札執行官」という。)は、入札書を開封する前に、システムによりランダム係数(B)を算出させ、その後予定価格調書を開封し、記

載された最低制限基準価格（A）の算出額をシステムに入力するものとする。

2 入札執行官は、算出させたランダム係数（B）に基づき決定した最低制限価格（以下「決定最低制限価格」という。）を帳票として出力し、決定最低制限価格を読み上げるとともに、財務課以外の職員にその者の所属・氏名を、当該帳票に署名させるものとする。

3 決定最低制限価格を記す帳票は、予定価格調書に同封の上、保存するものとする。
（落札者の決定等）

第8条 入札執行官は、決定最低制限価格を読み上げた後、入札書を開封する。

2 決定最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、当該失格者以外の入札者のうち最低価格入札者を、当該対象入札の落札者とする。

3 入札者の全部が決定最低制限価格を下回っていた場合は、入札を中止する。
（決定最低制限価格の公表）

第9条 財務課長は、対象入札について、当該入札結果の公表と併せて当該決定最低制限価格を公表するものとする。

（システム障害時の対応）

第10条 開札時において、システム及びパソコンの故障等により、ランダム係数（B）等を算出させることが困難となった場合は、予定価格調書に記載してある最低制限基準価格をもって、決定最低制限価格とするものとする。

2 前項に規定する場合における第3条並びに第7条第2項及び第3項の規定の適用については、これら規定中ランダム係数（B）に係る部分を除いて適用するものとする。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。

2 呉市水道局低入札価格調査制度事務取扱要領（平成13年4月1日実施）は廃止する。